

## 議案第9号

### 職員の旅費に関する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

### 職員の旅費に関する条例

職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の全部を改正する。

#### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 旅費の種目及び内容（第8条—第21条）

第3章 雑則（第22条—第28条）

#### 付則

##### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 外国旅行の赴任旅費については、国家公務員の例に準じて任命権者がその都度定める。

##### （定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）で定めるその付属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 区の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職して引き続き採用された職員若しくは任命権者があらかじめ特別区人事委員会と協議して指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行すること又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の任命権者が定める者（以下「旅行者等」という。）であって、区と旅行役務提供契約（旅

行業者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。) を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、次に掲げる事由により退職等となったときには、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

(1) 法第16条各号に掲げる事由

(2) 法第29条第1項各号に掲げる事由

4 職員が、区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他任命権者が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額を旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他任命権者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
  - (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
  - 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合であつて、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
  - 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするときは、旅行命

令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまのないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

- 5 前項の旅行命令簿等が電磁的記録で作成されているときは、区長が定める電磁的方法をもって提示することができる。この場合において、旅行命令簿等の提示は、当該提示を受けるべき旅行者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該旅行者に提示されたものとみなす。
- 6 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式その他必要な事項は、任命権者が定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、その旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求及び精算)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「必要書類」という。）を当該旅費の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、必要書類を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項の必要書類が電磁的記録で作成されているときは、区長が定める電磁的方法をもって提出することができる。この場合において、必要書類の提出は、当該提出を受けるべき支出担当者等の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該支出担当者等に提出されたものとみなす。

5 必要書類の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第2項及び第3項

に規定する期間その他必要な事項は、任命権者が定める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機に

より移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動するときは、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合は、路程1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第13条 旅行雑費は、宿泊を伴わない旅行中の雑費とし、その額は、公務上緊急かつ臨時に必要なとなった通信費等の額とする。

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき省令により定められている宿泊費基準額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、職務の級が10級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき省令により定められている宿泊手当の額とする。

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別の事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費

の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他公費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第20条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第21条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき省令により定められている死亡手当の額とする。

### 第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各

費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 旅行雑費、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第6条、第13条から第15条まで、第17条、第18条、第19条第1項及び第20条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、区長の承認を経てその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、その困難の程度を考慮して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が、労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項の規定による返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の職員の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(目黒区選挙管理委員会等の調査等に出頭した者の費用弁償に関する条例の一部改正)

4 目黒区選挙管理委員会等の調査等に出頭した者の費用弁償に関する条例（昭和27年1月目黒区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、

日当については5,000円、その他については職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（令和8年月目黒区条例第 号）」に改める。

（目黒区選挙管理委員会等の調査等に出頭した者の費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 前項の規定による改正後の目黒区選挙管理委員会等の調査等に出頭した者の費用弁償に関する条例の規定は、令和8年4月1日以後に出頭又は参加を招請する者について適用し、同日前に出頭又は参加を招請した者については、なお従前の例による。

（目黒区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 目黒区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）」を「その他の交通費、旅行雑費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の8種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（令和8年月目黒区条例第 号）」に改め、同条第3項中「・船賃・車賃及び宿泊料の4種」を「、船賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の5種」に改める。

（目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 7 目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、旅行雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、同条第3項中「職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）」を「職員の旅費に関する条例（令和8年月目黒区条例第 号）」に改める。

(選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年3月目黒区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、旅行雑費及び宿泊料の5種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の6種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（令和8年 月目黒区条例第 号）」に改める。

(目黒区建築審査会条例の一部改正)

- 9 目黒区建築審査会条例（昭和58年3月目黒区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、日当については5,000円、その他については職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（令和8年 月目黒区条例第 号）」に改める。

(目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 10 付則第6項の規定による改正後の目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例、付則第7項の規定による改正後の目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、付則第8項の規定による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例及び前項の規定による改正後の目黒区建築審査会条例の規定は、令和8年4月1日以後に出発する旅行に係る旅費及び費用弁償について適用し、同日前に出発した旅行に係る旅費及び費用弁償については、なお従前の例による。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（

昭和63年6月目黒区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条中「職員の旅費に関する条例(平成12年3月目黒区条例第3号)」を「職員の旅費に関する条例(令和8年 月目黒区条例第 号)」に改める。  
(目黒区議会の調査又は公聴会に出頭した者の費用弁償等に関する条例の一部改正)

12 目黒区議会の調査又は公聴会に出頭した者の費用弁償等に関する条例(平成21年12月目黒区条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「職員の旅費に関する条例(平成12年3月目黒区条例第3号)」を「職員の旅費に関する条例(令和8年 月目黒区条例第 号)」に改める。

(説明) 職員の旅費制度を見直すとともに、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。